

## ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明書の発行について

平成21年11月18日付ブラジル農牧供給省訓令により、我が国からブラジルへ輸出する酒類について、原産地証明書及び分析証明書の添付が求められていることから、これに対応する酒類に関する原産地証明書について国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で発行しております。

平成30年11月5日付ブラジル農牧供給省訓令により、令和元年11月16日以降、原産地証明書及び分析証明書の様式が変更等されました。

ブラジルの規格基準に適合していない酒類については、改正前は、原産地証明書及び分析証明書の提出に加えその酒類が典型的・地域的特徴を有することをブラジル当局に対して証明する必要がありましたが、地理的表示の指定を受けている場合には、原産地証明書にその旨を記載することで酒類の輸出が可能となりました。

なお、分析証明については、従来どおりブラジル農牧供給省へ登録されている分析機関において行いますので、御留意願います。

### 1 ブラジルが求める証明事項

我が国からブラジルへ輸出する酒類については、原産地証明及び分析証明が求められています。

また、令和元年11月16日以降、ブラジルにおける酒類の規格基準<sup>\*</sup>に適合していない酒類についても、地理的表示の指定を受けている旨を下記(1)の原産地証明に記載することにより、典型的・地域的特徴を有することの証明なしに輸出が可能となりました。

※ メチルアルコール基準値など健康に関する規格基準に適合しない場合については、従来どおり輸出できません。ブラジルにおける酒類の規格基準については、「<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/02/98402b0bc5a57382.html>」（JETRO ホームページ）を御覧ください。

#### (1) 原産地証明

輸出者、製造者及び輸入者の名前等の情報、運送方法等並びに輸出する製品についての情報の記載が求められています。

また、輸出する酒類が、ブラジルにおける酒類の規格基準に適合していない場合で地理的表示の指定を受けているときには、その旨の記載が求められています。この際、証明書に記載する地理的表示は、ラベル上にも表示されている必要があります（ラベル上に地理的表示が日本語で表示されている場合、証明書には日本語及び英語の表示を併記する必要があります。）。

なお、ブラジルにおける酒類の規格基準に適合していない酒類で、地理的表示

の指定を受けていないものを輸出する場合には、その酒類が典型的・地域的特徴を有することの証明書を提出し、ブラジル側当局の審査を経ることで、酒類の輸出が可能となる場合があります。

## (2) 分析証明

輸出する飲料について、所定の分析項目に従って分析結果の記載が求められています。

## 2 国税局で証明する事項

国税局では、酒類業者からブラジルへ輸出する酒類に関して申請があった場合には、上記1(1)の事項について証明書の発行を行います。

## 3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書を申請する方は、輸出証明書発給システム(以下「システム」といいます。)により、インボイス等輸出酒類の内容を確認できる書類及び分析機関の発行した分析証明書又はその写しを添付の上、申請してください。システムの利用については、[「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行について」](#)を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、[「ブラジル向け輸出酒類に関する原産地証明等申請書」](#)及び[「ブラジル向け飲料等及びぶどうを加工した酒類に係る原産地証明書」](#)に必要事項を記載の上、上記の添付書類とともに製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課(沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課。以下同じ。)へ提出してください。

ブラジルにおける飲料の規格基準に適合していない酒類で、地理的表示の指定を受けていないものを輸出する場合で、その酒類が典型的・地域的特徴を有することの証明書の申請を行う場合には、[「ブラジルによって輸入されるための典型的及び地域的なアルコール飲料、ワイン並びにぶどう及びワイン製品の公式書式」](#)に必要事項を記載の上、上記の申請書等と併せて提出してください。

※ 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更するほか、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。

なお、令和6年2月1日より、証明者の署名については直筆によるサインに代え、電子署名による場合があります。

## 4 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄(書面による申請の場合は適宜の箇所)に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

- －①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合
  - －外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実  
に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合
- なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合があります  
ので、御承知おき願います。